

## 参考 3

独立行政法人北方領土問題対策協会役員退職金に係る  
業績勘案率（案）について

平成 20 年 8 月 15 日  
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人北方領土問題対策協会の退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事長 XXXXXXXXXX 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成 17 年 8 月 23 日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成 20 年 8 月 15 日開催の北方領土問題対策協会分科会において審議  
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、  
法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はない  
と判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

前理事長の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成16年1月1日～平成20年7月20日〔4年6月20日〕  
 (役職在職期間 平成15年10月1日～平成20年7月20日)

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度ごとに基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(少数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値

(事業年度の評価項目ごとに点数化 A+=5、A=4、B=3、C=2、D=1)

①平成15年度(U)

$$\begin{array}{cccccc} & A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 11 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 11 = 4.0 \\ & & & & & & \text{(得られた値が3.5以上4.1未満の場合、基準値は1.0)} & \underline{U = 1.0} \end{array}$$

②平成16年度(V)

$$\begin{array}{cccccc} & A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 13 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 13 = 4.0 \\ & & & & & & & \underline{V = 1.0} \end{array}$$

③平成17年度(W)

$$\begin{array}{cccccc} & A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 35 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 36 \div 3.9 \\ & & & & & & & \underline{W = 1.0} \end{array}$$

④平成18年度(X)

$$\begin{array}{cccccc} & A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 35 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 36 \div 3.9 \\ & & & & & & & \underline{X = 1.0} \end{array}$$

⑤平成19年度(Y)

$$\begin{array}{cccccc} & A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 35 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 35 = 4.0 \\ & & & & & & & \underline{Y = 1.0} \end{array}$$

⑤平成20年度(Z)

(役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較等により分科会において決定)

$$\underline{Z = 1.0}$$

(2) 基準業績勘案率の算定

$$(U \times 3 \text{月} + V \times 12 \text{月} + W \times 12 \text{月} + X \times 12 \text{月} + Y \times 12 \text{月} + Z \times 3 \text{月}) / 54 \text{月} = \text{基準業務勘案率}$$

$$(1.0 \times 3 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 3 \text{月}) / 54 \text{月} = \underline{\underline{1.0}}$$

前理事長在職時の各年度における評価結果

| 年度<br>評価 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| A+       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| A        | 11     | 13     | 35     | 35     | 35     |
| B        | 0      | 0      | 1      | 1      | 0      |
| C        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| D        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 項目数計     | 11     | 13     | 36     | 36     | 35     |

前理事長在任時の15年度評価結果

| <p>評価項目<br/>(15年度計画の各項目)</p>   | <p>評価</p> |
|--|-----------|
| <p><b>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>中期計画の削減目標を達成するため、事務マニュアルの作成、文書のペーパーレス化、会計システムの導入、入札制度の強化、民間委託の可能性等を検討し、実施することにより事務の効率化を推進する。<br/>さらに、業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。</p>   | <p>A</p>  |
| <p><b>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>(1) 国民世論の啓発に関する事項<br/>① 北方領土返還要求運動の推進<br/>(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業の支援を行う。<br/>(イ) 北方領土返還要求全国大会(開催日:2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)<br/>(ロ) 主に2月7日「北方領土の日」を中心に開催される県民大会、講演会、研修会等<br/>(ハ) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動<br/>(ニ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。<br/>(ホ) 県民会議事業の今年度の総括、当面の課題、翌年度の計画等を協議するため、以下の会議を招集する。<br/>○都道府県民会議代表者全国会議<br/>○16年度ブロック幹事県担当者会議</p> <p>(イ) 根室地域の以下の施設に意見箱を設置する。<br/>○北方館(根室市)<br/>○別海北方展望塔(別海町)<br/>○羅臼国後展望塔(羅臼町)</p> | <p>A</p>  |
| <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施<br/>(ア) 本年8月に根室市で開催した以下の事業の参加者から提出された報告書等を取りまとめ、16年度以降の事業を効果的に実施するための方策を検討する。<br/>○北方領土問題教育指導者研修会(開催日:8月5日 開催場所:根室市)<br/>○北方領土問題青少年現地研修・交流会(開催日:8月5日 開催場所:根室市)<br/>○北方領土ゼミナール(開催日:8月30日 開催場所:根室市)</p> <p>(イ) 本年4月に開催された都道府県推進委員全国会議において、北方領土問題教育者会議の設立に取り組む意志を表明した県民会議の担当者を集めた会議を開催し、各県の進捗状況、問題点、今後の見通しを報告・協議する。<br/>[設立予定県]<br/>秋田県、茨城県、長野県、富山県、静岡県、滋賀県、兵庫県、山口県、香川県、熊本県、沖縄県</p>   | <p>A</p>  |
| <p>③ インターネット等を活用した情報の提供<br/>(ア) 協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツ及び返還運動の活動状況等を適宜最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンクを積極的に推進する。<br/>(イ) 関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。</p>   | <p>A</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>④ 北方四島との交流事業の実施</p> <p>(ア) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問<br/>本年度上半期に実施された北方四島交流訪問事業の総括をし、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討する。</p> <p>(イ) 北方四島在住ロシア人の受入<br/>本年度上半期に実施された北方四島交流受入事業の総括をし、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討する。</p> <p>(ウ) 専門家の派遣・受入<br/>本年度上半期に実施された日本語講師派遣事業参加者からの報告書を検討し、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討するとともに、日本語を習得させるために必要な統一的なテキストを作成するための検討会を開催する。</p> <p>(エ) その他<br/>北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、16年度事業の在り方等を協議する実施団体等による検討会を開催する。</p> <p>【参考】<br/>[上半期実績]<br/>○元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問実績 6回 374名<br/>* 台風の影響により2回中止<br/>○北方四島在住ロシア人の受入実績 3回 196名<br/>○専門家の派遣・受入<br/>教育専門家派遣 1回 61名<br/>日本語講師派遣 2回 8名<br/>* 台風の影響により1回中止</p> | A |
| <p>(2) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>① 研究会の設置<br/>北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を設置する。</p> <p>② 拡大研究会の開催<br/>2月北方領土返還運動強調月間に併せて、返還要求運動の進め方を集中的に討議するため、研究会委員以外の専門家を交えた拡大の研究会を開催するとともに、その成果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。</p> <p>③ 国際シンポジウムの開催<br/>外国人の研究者等を日本に招聘し、国際シンポジウムを大阪(外国人3名、日本人2名、コーディネーター1名によるパネルディスカッション)、東京(約20名の内外の学者によるパネルディスカッション)の2カ所で開催するとともに、その結果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。</p>   | A |
| <p>(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項</p> <p>① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援</p> <p>(ア) 2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体等が行う署名活動に対する支援を行う。</p> <p>(イ) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため、本年度上半期に開催した「北方地域元居住者研修・交流会」を総括し、16年度以降の事業を効果的に実施するための方策を検討する。</p> <p>【参考】 [上半期実績] ○4回 根室市(120名)</p> <p>(ウ) 元島民等により構成される団体に委託して、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言を取りまとめた青少年向けの『若い世代に伝えたいー思い出のわが故郷ー北方領土』(自然編)を刊行する。</p>  | A |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>② 元島民等による自由訪問<br/>元島民等により構成される団体に委託し、実施した自由訪問事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p> <p>【参考】<br/>[上半期実績]<br/>歯舞群島:秋勇留島、志発島(55名)<br/>色丹島:斜古丹、チボイ、相見崎、キリトウシ(46名)<br/>国後島:古釜布、瀬石、近布内(53名)<br/>択捉島:紗那、リコップオマナイ、フシココタン(36名)</p>   |   |   |
| <p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施<br/>(ア) 融資説明・相談会の充実強化<br/>融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。<br/>【開催場所】根室市、浜中町、網走市<br/>【参考】[上半期実績]函館市、根室市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市</p> <p>(イ) 関係金融機関との連携強化<br/>上半期に開催された各担当者会議での結果を踏まえ、貸付案件ごとに、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の円滑化を図る。<br/>【参考】<br/>[上半期実績]<br/>漁業協同組合担当者会議(4月札幌)<br/>関係機関実務担当者会議(4月札幌)</p> <p>(ウ) 生前承継の促進<br/>生前承継制度について周知徹底を図るため、協会の広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議の場を活用し、本制度の利用を促す。</p> | A |   |
| <p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>  |   | A |
| <p>4. 短期借入金の限度額</p>  |   |   |
| <p>【一般業務勘定】<br/>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。</p>  | - |   |
| <p>【貸付業務勘定】<br/>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を12億円とする。(上半期 借入額2億円)</p>  | - |   |
| <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p>  |   |   |
| <p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>  | A |   |
| <p>6. 剰余金の使途</p>   |   |   |
| <p>剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。</p>  | - |   |
| <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>  |   |   |
| <p>(1) 施設及び設備に関する計画<br/>該当なし</p>   | - |   |
| <p>(2) 人事に関する計画<br/>① 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラット)な組織を構築するための検討を行う。<br/>② 協会事業の効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員的能力、適性、経験、習熟度等を考慮して、適正に人員を配置する。</p>   | A |   |

前理事長在任時の16年度評価結果

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(16年度計画の各項目)</p>   | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|--|---------------------------------------|
| <p><b>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>   |                                       |
| <p>中期計画の削減目標を達成するため、連絡会議等を活用して効率化を推進する体制を充実するとともに、事務マニュアルの作成、電子媒体の活用による文書のペーパーレス化等を推進する。</p> <p>さらに、業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。</p> <p>また、組織の業務遂行能力の充実を図るため、職員を各種研修会へ積極的に派遣するなど職員の能力の向上を図る。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>  |                                       |
| <p>(1) 国民世論の啓発に関する事項</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行う。支援事業の合計は年間で100回以上の水準を保つ こととする。</p> <p>(イ) 北方領土返還要求全国大会<br/>(開催日:2月7日「北方領土の日」<br/>開催場所:東京)</p> <p>(ii) 県民会議が主催する県民大会、講演会、研修会等</p> <p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p> <p>(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p> <p>(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、効果的・効率的に事業の実施を図る。</p> <p>(エ) 県民会議等事業の今年度の総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県推進委員全国会議(東京/4月)</li> <li>○都道府県民会議代表者全国会議(宮城県/11月)</li> <li>○ブロック幹事県担当者会議(東京/3月)</li> <li>○県民会議ブロック会議(6ブロック)</li> <li>○北連協代表者会議</li> </ul> <p>(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○標語募集</li> <li>○啓発公告塔の維持管理</li> <li>○ポスターカレンダーの作成</li> <li>○啓発懸垂幕の掲出</li> <li>○パンフレット等の啓発用資料・資材の作成 等</li> </ul> <p>(カ) 根室地域の以下の啓発施設にある展示資料等を充実させるとともに、意見箱の意見の集約を行い来館者へのサービス向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北方館(根室市)</li> <li>○別海北方展望塔(別海町)</li> <li>○羅臼国後展望塔(羅臼町)</li> </ul> | <p style="text-align: center;">A</p>  |



|   |   |
|---|---|
| <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施<br/> (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等を返還要求運動原点の地・根室市に集め北方領土研修を通じて、本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を開催する。<br/> ○北方領土問題青少年・教育指導者研修会<br/> (対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月)<br/> ○北方領土ゼミナール<br/> (対象:大学生/9月)</p> <p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。<br/> 本年度新たに10県の設立を目標とするとともに、既に設立された会議の活動を支援する。<br/> (ウ) 各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有を進める等のため「教育者会議全国連絡協議会(仮称)」の設置を検討する。</p>   | A |
| <p>③ インターネット等を活用した情報の提供<br/> (ア) 協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンクを充実させる。<br/> (イ) 関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。</p>   | A |
| <p>④ 北方四島との交流事業の実施<br/> (ア) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問<br/> 北方四島訪問のため各種団体の推薦者からなる訪問団(青少年訪問を含む)を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を年間8回実施・支援する。</p> <p>(イ) 北方四島在住ロシア人の受入<br/> 北方四島在住ロシア人の受入に当たっては、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。</p> <p>(ウ) 専門家の派遣・受入<br/> 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。<br/> その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。<br/> また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる</p> <p>(エ) その他<br/> 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、17年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。</p> | A |
| <p>(2) 北方領土問題等に関する調査研究<br/> ① 研究会の開催<br/> 北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を年間6回開催する。その成果を国民世論の啓発に役立てるため、年間3回以上ホームページにおいて公表する。<br/> ② 国際シンポジウムの開催<br/> 外国人の研究者等を日本に招聘し、国際シンポジウムを富山県、東京都の2カ所で開催するとともに、その成果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。</p>  | A |



|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項</p> <p>① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援</p> <p>(ア) 2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体が行う署名活動に対する支援を行う。</p> <p>県民会議等により全国で収集された署名簿の集計・管理業務に関し、同団体に対し支援を行う。</p> <p>(イ) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p> <p>(ウ) 元島民等により構成される団体に委託して、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言を取りまとめた青少年向けの『若い世代に伝えたいー思い出のわが故郷ー北方領土』(生活・行政編)を刊行する。</p>  | A |   |
| <p>② 元島民等による自由訪問</p> <p>元島民等による自由訪問を元島民等により構成された団体に委託し年間4回実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。</p> <p>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>  | A |   |
| <p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施</p> <p>(ア) 融資説明・相談会の充実強化</p> <p>融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。</p> <p>【開催場所】根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市</p> <p>(イ) 関係金融機関との連携強化</p> <p>融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業協同組合担当者会議(4月札幌)</li> <li>○関係機関実務担当者会議(4月札幌)</li> </ul> <p>(ウ) 生前承継の促進</p> <p>生前承継制度について周知徹底を図るため、協会の広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、ホームページ 等を活用し、本制度の利用を促す。</p> <p>(エ) 適切な融資業務の運営</p> <p>元島民等の援護措置という貸付事業の趣旨を踏まえつつ、貸付、債権管理を適切に行う。</p> | A |   |
| <p><b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b></p>  |   | A |
| <p><b>4. 短期借入金の限度額</b></p>  |   |   |
| <p>【一般業務勘定】</p> <p>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。</p>  | - |   |
| <p>【貸付業務勘定】</p> <p>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。</p>  | A |   |
| <p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b></p>  |   |   |
| <p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>   | A |   |
| <p><b>6. 剰余金の使途</b></p>   |   |   |
| <p>剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。</p>   | A |   |
| <p><b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p>  |   |   |

|   |   |
|---|---|
| (1) 施設及び設備に関する計画<br>該当なし  | - |
| (2) 人事に関する計画<br>① 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラット)な組織を構築するための検討を行う。<br>② 協会事業の効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員的能力、適性、経験、習熟度等を考慮して、適正に人員を配置する。 | A |

前理事長在任時の17年度評価結果

| 評価項目<br>(17年度計画の各項目)  | 評価 |
|---|----|
| <b>1. 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  |    |
| <p>中期計画の削減目標を達成するため、連絡会議等を活用して効率化を推進する体制を充実するとともに、事務マニュアルの作成・充実、電子媒体の活用による文書のペーパーレス化等を推進する。</p>   | A  |
| <p>さらに、業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。</p>  | A  |
| <p>また、組織の業務遂行能力の充実を図るため、職員を各種研修会へ積極的に派遣するなど職員の能力の向上を図る。</p>   | A  |
| <b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>   |    |
| <p>(1)国民の世論の啓発に関する事項<br/>                     (ア)全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行う。支援事業の合計は年間で100回以上の水準を保つこととする。<br/>                     (イ) 北方領土返還要求全国大会<br/>                     (2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)<br/>                     (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等<br/>                     (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等<br/>                     (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p> | A  |
| <p>(イ)県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p>  | A  |
| <p>(ウ)今年度は、日魯通好条約署名150周年、戦後60年という節目の年を迎えることから返還運動関係者の返還への強い決意を内外に表明するため、次の特別事業を実施する。<br/>                     (イ) 下田特別事業<br/>                     ○ 北方四島在住ロシア人と全国の返還運動関係者の参加による特別事業。<br/>                     (ii) 「祈りの火」特別事業<br/>                     ○ 納沙布岬に燃え続けている「祈りの火」を分火し、都道府県に持ち帰り各県で啓発事業を実施。</p>  | A  |
| <p>(エ)協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、効果的・効率的に事業の実施を図る。</p>  | A  |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(17年度計画の各項目)</p>   | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|--|---------------------------------------|
| <p>(オ)県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。なお、今年度の「都道府県推進委員全国会議」、「都道府県民会議代表者全国会議」については、特別事業と同時開催とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県推進委員全国会議(下田／4月)</li> <li>○ 都道府県民会議代表者全国会議(根室／9月)</li> <li>○ ブロック幹事県担当者会議(東京／3月)</li> <li>○ 県民会議ブロック会議(6ブロック)</li> <li>○ 北連協代表者会議</li> </ul>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(カ)広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 標語募集</li> <li>(ii) 啓発広告塔の維持管理</li> <li>(iii) ポスターカレンダーの作成</li> <li>(iv) 啓発懸垂幕の掲出</li> <li>(v) パンフレット等の啓発用資料・資材の作成等</li> </ul>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(キ)根室地域の以下の啓発施設にある展示資料等を充実させるとともに、意見箱の意見の集約を行い来館者へのサービスの向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北方館(根室市)</li> <li>○ 別海北方展望塔(別海町)</li> <li>○ 羅臼国後展望塔(羅臼町)</li> </ul>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア)返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、返還要求運動原点の地・根室市等において、以下の事業を実施する。</p> <p>その際、参加者から報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世／7月) <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣等関係大臣に対し、早期解決を訴える。</li> <li>・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。</li> </ul> </li> <li>○ 北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等／8月)</li> <li>○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生／9月)</li> </ul> | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ)学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進するとともに、既に設立された会議の活動を支援する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ)各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>③インターネット等を活用した情報の提供</p> <p>(ア)協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンクを充実させる。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ)関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(17年度計画の各項目)</p>   | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|--|---------------------------------------|
| <p>④北方四島との交流事業の実施<br/> (ア) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問<br/> 北方四島訪問のため各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を年間9回実施・支援する。<br/> なお、今年度は事業の見直しの結果、9回の訪問事業のうち2回は、専門家(中学校社会科教諭)と青少年からなる訪問団を組織して実施することとする。<br/> その際、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p>    | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ) 北方四島在住ロシア人の受入<br/> 北方四島在住ロシア人の受入に当たっては、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ) 専門家の派遣<br/> 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。<br/> その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。<br/> また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。</p> | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(エ) その他<br/> 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、18年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(2) 北方領土問題等に関する調査研究<br/> ① 研究会の開催<br/> 北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を年間6回開催する。その成果を国民世論の啓発に役立てるため、年間3回以上ホームページにおいて公表する。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>② 国際シンポジウム<br/> 16年度で20回目の開催となった国際シンポジウムのこれまでの成果を総括するとともに、今後のあり方を検討する。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項<br/> ① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援<br/> (ア) 2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体が行う署名活動に対する支援を行う。<br/> 県民会議等により全国で収集された署名簿の集計・管理業務に関し、同団体に対し支援を行う。</p>  | <p style="text-align: center;">B</p>  |
| <p>(イ) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ) 元島民等により構成される団体に委託して、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言を取りまとめた青少年向けの『若い世代に伝えたいー思い出のわが故郷ー北方領土』(返還運動編・仮称)を刊行する。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |



| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(17年度計画の各項目)</p>  | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|---|---------------------------------------|
| <p>② 元島民等による自由訪問<br/>元島民等による自由訪問を元島民等により構成された団体に委託し年間4回実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。<br/>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施<br/>(ア) 融資説明・相談会の充実強化<br/>融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。<br/>【開催場所】<br/>根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市</p> | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ) 関係金融機関との連携強化<br/>融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。<br/>○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌)<br/>○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p>                       | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ) 生前承継の促進<br/>生前承継制度について周知徹底を図るため、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、会報等を活用し、本制度の利用を促す。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(エ) 適切な融資業務の運営<br/>元島民等の援護措置という貸付事業の趣旨を踏まえつつ、貸付、債権管理を適切に行う。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(オ) 融資業務研修会の開催<br/>元島民等により構成される団体の支部長、相談員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b></p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>4. 短期借入金の限度額</b></p>  |                                       |
| <p>【一般業務勘定】<br/>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。</p>   | <p style="text-align: center;">—</p>  |
| <p>【貸付業務勘定】<br/>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b></p>  |                                       |
| <p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>6. 剰余金の使途</b></p>   |                                       |
| <p>剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |



| <p style="text-align: center;">評 価 項 目<br/>(17年度計画の各項目)</p>                    | <p style="text-align: center;">評 価</p> |
|--|--|
| <p><b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p>   |  |
| <p>(1)施設及び設備に関する計画<br/>該当なし</p>  | <p style="text-align: center;">—</p>   |
| <p>(2)人事に関する計画<br/>① 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラット)な組織を構築する。</p>                    | <p style="text-align: center;">A</p>   |
| <p>② 協会事業の効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員的能力、適性、経験、習熟度等を考慮して、適正に人員を配置する。</p> | <p style="text-align: center;">A</p>   |

前理事長在任時の18年度評価結果

| 評価項目<br>(18年度計画の各項目)   | 評価 |
|--|----|
| <b>1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  |    |
| <p>中期計画の削減目標を達成するため、連絡会議等を活用して効率化を推進する体制を充実させるとともに、事務マニュアルの充実・有効活用、電子媒体の円滑な活用によりペーパーレスを推進し、業務の効率化を図り、経費の削減に努める。</p>  | A  |
| <p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。</p>   | A  |
| <p>さらに、業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。</p>   | A  |
| <p>また、組織の業務遂行能力の充実を図るため、職員を各種研修会へ積極的に派遣するなど職員の能力の向上を図る。</p>  | A  |
| <b>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>   |    |
| <p>(1)国民世論の啓発に関する事項<br/>                     (ア)全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行う。支援事業の合計は年間で100回以上の水準を保つこととする。<br/>                     (イ) 北方領土返還要求全国大会<br/>                     (2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)<br/>                     (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等<br/>                     (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等<br/>                     (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p> | A  |
| <p>(イ)県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p>   | A  |
| <p>(ウ)北方領土問題の早期解決に向けての固い決意を内外に強く訴えるため、2月、8月の「北方領土返還運動強調月間」期間中に都道府県民会議の統一行動として、北方領土の返還を求める「啓発懸垂幕」を全国一斉に掲出する。</p>  | A  |
| <p>(エ)協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。</p>   | A  |
| <p>(オ)県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。<br/>                     ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月)<br/>                     ○ 都道府県民会議代表者全国会議(和歌山/9月)<br/>                     ○ ブロック幹事県担当者会議(東京/3月)<br/>                     ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック)<br/>                     ○ 北連協代表者会議</p>  | A  |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(18年度計画の各項目)</p>  | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|---|---------------------------------------|
| <p>(カ)広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 標語募集</li> <li>(ii) 啓発広告塔の維持管理</li> <li>(iii) ポスターカレンダーの作成</li> <li>(iv) 啓発懸垂幕の掲出</li> <li>(v) パンフレット等の啓発用資料・資材の作成等</li> </ul>   | A                                     |
| <p>(キ)根室地域の以下の啓発施設にある展示資料等を充実させるとともに、意見箱の意見の集約を行い、その意見を反映させることにより来館者へのサービスの向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北方館(根室市)</li> <li>○ 別海北方展望塔(別海町)</li> <li>○ 羅臼国後展望塔(羅臼町)</li> </ul>  | A                                     |
| <p>②青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア)返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、返還要求運動原点の地・根室市等において、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世/7月) <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣等関係大臣に対し、早期解決を訴える。</li> <li>・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。</li> </ul> </li> <li>○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会)</li> <li>○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市)</li> <li>○ 北方領土問題学生研究会[仮称](対象:大学生/年2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還運動の後継者事業の取組みについて意見交換</li> <li>・今後の運動の取組み、実践活動についての協議</li> <li>・報告書の作成</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。<br/>また、アンケートでの意見については、その集約を行い、可能な限り次年度事業に反映させる。</p> | A                                     |
| <p>(イ)学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進するとともに、既に設立された会議の活動に対して、啓発資料・資材の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援をする。</p>   | A                                     |
| <p>(ウ)各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。</p>   | A                                     |
| <p>③インターネット等を活用した情報の提供</p> <p>(ア)協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンク、また、関係団体等のホームページから協会ホームページへのリンクを充実させる。</p>  | A                                     |
| <p>(イ)関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。</p>  | A                                     |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(18年度計画の各項目)</p>   | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|--|---------------------------------------|
| <p>④北方四島との交流事業の実施<br/>(ア)元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問<br/>北方四島訪問のため各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施・支援するとともに訪問後、参加者がその経験を返還運動に寄与することを推進する。<br/>その際、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ)北方四島在住ロシア人の受入<br/>北方四島在住ロシア人の受入に当たっては、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ)専門家の派遣<br/>専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。<br/>その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。なお、アンケートでの意見等については、その集約を行い、可能な限り次年度事業に反映させる。<br/>また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。</p> | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(エ)その他<br/>北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、19年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(2)北方領土問題等に関する調査研究<br/>① 研究会の開催<br/>北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を年間6回開催する。その成果を国民世論の啓発に役立てるため、年間3回以上ホームページにおいて公表する。</p>   | <p style="text-align: center;">B</p>  |
| <p>② 国際シンポジウム<br/>前年度の検討結果を踏まえ、今後は日本と同様にロシアと領土問題を抱えていた海外の研究者を日本に招聘し、国際シンポジウムを開催し、そのケーススタディを学ぶことにより、今後の返還運動に役立てるとともに、その成果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(3)元島民等に対する必要な援護に関する事項<br/>①元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援<br/>(ア)2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体が行う署名活動に対する支援を行う。<br/>県民会議等により全国で収集された署名簿の集計・管理業務に関し、同団体に対し支援を行う。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ)元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ)元島民等により構成される団体を実施する「北方四島居住地跡の資料(図面)の保存整備事業」に対し支援を行い、元島民等による自由訪問等が効率的に実施できるよう資料整備を行う。本年度は、択捉島の調査、保存資料を作成する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(18年度計画の各項目)</p>   | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|--|---------------------------------------|
| <p>②元島民等による自由訪問<br/>元島民等による自由訪問を元島民等により構成された団体に委託し年間4回実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。<br/>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>③北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施<br/>(ア)融資説明・相談会の充実強化<br/>融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。<br/>【開催場所】根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市</p>                                   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ)関係金融機関との連携強化<br/>融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。<br/>○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌)<br/>○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ)生前承継の促進<br/>生前承継制度について周知徹底を図るため、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、会報等を活用し、本制度の利用を促す。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(エ)リスク管理債権の縮減<br/>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段により、不良債権の回収に努め、以下のようにリスク管理債権の縮減を図る。<br/>(i) リスク管理債権額について、債権回収により、平成17年度末残高以下に抑制する。<br/>(ii) 更生・生活資金のリスク管理債権について、債権回収により、平成17年度末残高に対し、5%以上縮減する。</p> | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(オ)融資業務研修会の開催<br/>元島民等により構成される団体の支部長、相談員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b></p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>4. 短期借入金の限度額</b></p>   |                                       |
| <p>【一般業務勘定】<br/>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を5千万円とする。</p>  | <p style="text-align: center;">—</p>  |
| <p>【貸付業務勘定】<br/>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を14億円とする。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b></p>   |                                       |
| <p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>6. 剰余金の使途</b></p>  |                                       |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(18年度計画の各項目)</p>   | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|--|---------------------------------------|
| <p>剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。</p>                        | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p>   |                                       |
| <p>(1)施設及び設備に関する計画<br/>該当なし</p>  | <p style="text-align: center;">-</p>  |
| <p>(2)人事に関する計画<br/>事業の充実、多様化に備え、17年度に実施した組織のフラット化をより機能的にするため、職員の適正を掌握し、事業毎のスタッフ制を推進するための人員配置をする。</p> | <p style="text-align: center;">A</p>  |



前理事長在任時の19年度評価結果

| 評価項目<br>(19年度計画の各項目)   | 評価 |
|--|----|
| <b>1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  |    |
| 一般管理費(人件費を除く。)の削減を図るため、連絡会議等を活用した効率化を推進する体制の充実、事務マニュアルの充実・有効活用、電子媒体の円滑な活用によるペーパーレス化等を推進する。   | A  |
| 業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。  | A  |
| 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、常勤職員1名の削減を行うとともに、役職員の給与に関しては、俸給水準の引き下げを行うなど国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。   | A  |
| 独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案(平成18年12月5日内閣府決定。以下「組織・業務の見直し」という。)に基づいて、主たる事務所を移転する。   | A  |
| 随意契約の適正化の取組みを行なっているか(評価基準より)   | A  |
| <b>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  |    |
| <p>(1)国民世論の啓発に関する事項</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>(ア)全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行う。支援事業の合計は年間で100回以上の水準を保つこととする。</p> <p>(イ) 北方領土返還要求全国大会<br/>(2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)</p> <p>(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等</p> <p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p> | A  |
| (イ)県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。  | A  |
| (ウ)協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。  | A  |
| <p>(エ)県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月)</li> <li>○ 都道府県民会議代表者全国会議(京都府/11月)</li> <li>○ ブロック幹事県担当者会議(東京/11月、3月)</li> <li>○ 県民会議ブロック会議(6ブロック)</li> <li>○ 北連協代表者会議</li> </ul>  | A  |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(19年度計画の各項目)</p>   | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|--|---------------------------------------|
| <p>(オ)広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 標語募集</li> <li>(ii) 啓発広告塔の維持管理</li> <li>(iii) ポスターカレンダーの作成</li> <li>(iv) 啓発懸垂幕の掲出</li> <li>(v) パンフレット等の啓発用資料・資材の作成等</li> </ul>  | A                                     |
| <p>(カ)根室地域の以下の啓発施設にある展示資料等を充実させるとともに、意見箱の意見の集約を行い、その意見を反映させることにより来館者へのサービスの向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北方館(根室市)</li> <li>○ 別海北方展望塔(別海町)</li> <li>○ 羅臼国後展望塔(羅臼町)</li> </ul>   | A                                     |
| <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア)返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、返還要求運動原点の地・根室市等において、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世/7月) <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣等関係大臣に対し、早期解決を訴える。</li> <li>・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。</li> </ul> </li> <li>○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市)</li> <li>○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市)</li> <li>○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/年2回)</li> </ul> <p>なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p> <p>また、アンケートでの意見については、その集約を行い、可能な限り次年度事業に反映させる。</p> | A                                     |
| <p>(イ)学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進するとともに、既に設立された会議の活動に対して、啓発資料・資材の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援をする。</p>  | A                                     |
| <p>(ウ)各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。</p>  | A                                     |
| <p>③ インターネット等を活用した情報の提供</p> <p>(ア)協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンク、また、関係団体等のホームページから協会ホームページへのリンクを充実させる。</p>  | A                                     |
| <p>(イ)関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。</p>   | A                                     |
| <p>④ 北方四島との交流事業の実施</p> <p>(ア)元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問</p> <p>北方四島訪問のため各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施・支援するとともに訪問後、参加者がその経験を返還運動に寄与することを推進する。</p> <p>その際、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p>   | A                                     |
| <p>(イ)北方四島在住ロシア人の受入</p> <p>北方四島在住ロシア人の受入に当たっては、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。</p>  | A                                     |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(19年度計画の各項目)</p>  | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|---|---------------------------------------|
| <p>(ウ) 専門家の派遣・受入<br/>           専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。<br/>           その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。なお、アンケートでの意見等については、その集約を行い、可能な限り次年度事業に反映させる。<br/>           また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。<br/>           北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、20年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。</p> | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(2) 北方領土問題等に関する調査研究<br/>           「組織・業務の見直し」を踏まえ、従来、北方領土問題研究会及び国際シンポジウムを中心に行われてきた調査研究業務の在り方を見直すとともに、本年度中においても「組織・業務の見直し」の趣旨に沿った調査研究業務の遂行に努める。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項<br/>           ① 元島民等に対する必要な援護等に関する事項<br/>           (ア)2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体が行う署名活動に対する支援を行う。<br/>           県民会議等により全国で収集された署名簿の集計・管理業務に関し、同団体に対し支援を行う。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ)元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ)元島民等により構成される団体が実施する「北方四島居住地跡の資料(図面)の保存整備事業」に対し支援を行い、元島民等による自由訪問等が効率的に実施できるよう資料整備を行う。本年度は、択捉島の調査、保存資料を作成する。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>② 元島民等による自由訪問<br/>           元島民等による自由訪問を元島民等により構成された団体に委託し年間4回実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。<br/>           その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施<br/>           (ア)融資説明・相談会の充実強化<br/>           融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。<br/> <b>【開催場所】</b><br/>           根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(イ)関係金融機関との連携強化<br/>           融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。<br/>           ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌)<br/>           ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(ウ)生前承継の促進<br/>           生前承継制度について周知徹底を図るため、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、会報等を活用し、本制度の利用を促す。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |

| <p style="text-align: center;">評価項目<br/>(19年度計画の各項目)</p>  | <p style="text-align: center;">評価</p> |
|---|---------------------------------------|
| <p>(エ)リスク管理債権の縮減<br/>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段により、不良債権の回収に努め、以下のようにリスク管理債権の縮減を図る。<br/>(i) リスク管理債権額について、債権回収により、平成17年度末残高以下に抑制する。<br/>(ii) 更生・生活資金のリスク管理債権について、債権回収により、平成17年度末残高に対し、10%以上縮減する。<br/>(iii) 修学資金について、平成19年度から成人に達した修学者本人との連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。<br/>(iv) 住宅改良資金のリスク管理債権額について、平成18年度末残高に対し、127万円以上縮減する。</p> | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(オ)元島民等により構成される団体の支部長、相談員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催する。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p>(カ)平成18年12月22日に一部改正された「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」が平成20年4月1日から施行されることに伴い、所要の準備作業を行うとともに、対象者や関係機関等に対し改正内容等の周知を図る。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b></p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>4. 短期借入金の限度額</b></p>  |                                       |
| <p>【一般業務勘定】<br/>運営費交付金の出入りに時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を5千万円とする。</p>  | <p style="text-align: center;">-</p>  |
| <p>【貸付業務勘定】<br/>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を14億円とする。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b></p>  |                                       |
| <p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>6. 剰余金の使途</b></p>   |                                       |
| <p>剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。</p>   | <p style="text-align: center;">A</p>  |
| <p><b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p>  |                                       |
| <p>(1)施設及び設備に関する計画<br/>該当なし</p>   | <p style="text-align: center;">-</p>  |
| <p>(2)人事に関する計画<br/>17年度に中期計画で定める組織のフラット化を行い、18年度には組織のフラット化をより機能的にするため、職員の適性を掌握し、事業毎のスタッフ制を推進するための人員配置等を行ってきたところである。本年度においては、これらの経緯を踏まえ、組織の業務遂行能力の充実を図るため、職員を各種研修会へ積極的に派遣するなど職員の能力の向上を図る。</p>  | <p style="text-align: center;">A</p>  |